

規制影響分析書

規制の名称	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく特定原動機の型式指定		
担当部局	環境省環境管理局自動車環境対策課	電話番号： 03-5521-8302	e-mail： KENSUKE_MIZUHARA@env.go.jp
評価実施日	平成17年3月7日		
政策目的	公道を走行しない特殊自動車(特定特殊自動車)について、特定原動機の型式指定を行い、基準に適合している特定原動機であることの確認を合理化する。		
規制の内容	特定原動機の製作又は輸入を行う事業者の申請により、同一型式の特定原動機のすべてが環境保全の観点から必要な排出ガス性能基準(特定原動機技術基準)に適合することについて、主務大臣の指定を受けることができるもの。		
	根拠条文 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第5条～第8条		
期待される効果	特定原動機の性能を判定することにより、同一型式の原動機を搭載する特定特殊自動車の排出ガス性能が確定され、基準に適合する車両を明確化できる。これにより、使用者の義務履行が容易になり、効果的に規制が実施される。		
想定される負担	特定原動機の製作又は輸入を行う事業者は、型式指定の申請を行うことができる。申請は義務ではないが、申請を行った場合、その特定原動機が特定原動機技術基準に適合し、かつ、均一性を有していることが必要となる。これによらない型式指定特定原動機の表示は禁止される。		
想定できる代替手段との比較考量	代替手段として、型式を指定せず個別の確認を求めることも考えられるが、特定原動機技術基準を満たしているかどうかを特定特殊自動車製作等事業者及び使用者が判断することが困難になることが考えられ、型式を指定する方が効果的かつ効率的と考えられる。 また、型式指定を義務付けることも考えられるが、技術基準を満たしていないものの使用を禁止していることから、製作者及び輸入者に対する過剰規制となると考えられる。		
備考	中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(第6次答申)」で、公道を走行しない特殊自動車に対する排出ガス規制の導入を検討する必要があるとされている。		
レビュー時期	この法律の施行後5年を経過した場合において、施行状況を勘案し、必要があると認めるときは検討を行う。		

規制影響分析書

規制の名称	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく特定特殊自動車の型式届出		
担当部局	環境省環境管理局自動車環境対策課	電話番号： 03-5521-8302	e-mail： KENSUKE_MIZUHARA@env.go.jp
評価実施日	平成17年3月7日		
政策目的	公道を走行しない特殊自動車(特定特殊自動車)について、特定特殊自動車の型式届出を行い、型式指定された特定原動機が搭載され、同一の型式に属する特定特殊自動車のいずれもが排出ガスによる大気汚染の防止を図るため必要な技術上の基準(特定特殊自動車技術基準)に適合することの確認を合理化する。		
規制の内容	特定特殊自動車の製作又は輸入を行う事業者が、型式指定特定原動機を搭載し、かつ、同一型式の特定特殊自動車のすべてが特定特殊自動車技術基準に適合することについて、主務大臣に届け出て自己確認できるもの。		
	根拠条文 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第9条～第16条		
期待される効果	型式の届出がされた特定特殊自動車であれば、その排出ガス性能は確保されていることから、使用者が特定特殊自動車技術基準に適合した特殊自動車を選定することが容易になる。		
想定される負担	特定特殊自動車の製作又は輸入を行う事業者は、型式の届出を行うことができる。届出は義務ではないが、届出をした場合は、届出に係る特定特殊自動車の製作又は輸入をする場合には、特定特殊自動車技術基準に適合するようにしなければならず、検査を行い、その記録を作成・保存しなければならない。これによらない基準適合表示等は禁止される。		
想定できる代替手段との比較考量	代替手段として、型式の指定を行うことも考えられるが、事業者が自ら基準に適合していることを検査し、確認する型式届出よりも事業者の負担が重くなる。型式の届出もせず個別の確認を求めることも考えられるが、特定特殊自動車技術基準を満たしているかどうかを使用者が判断することが困難になることが考えられる。		
備考	中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(第6次答申)」で、公道を走行しない特殊自動車に対する排出ガス規制の導入を検討する必要があるとされている。		
レビュー時期	この法律の施行後5年を経過した場合において、施行状況を勘案し、必要があると認めるときは検討を行う。		

規制影響分析書

規制の名称	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく特定特殊自動車の使用の制限
担当部局	環境省環境管理局自動車環境対策課 電話番号： 03-5521-8302 e-mail： KENSUKE_MIZUHARA@env.go.jp
評価実施日	平成17年3月7日
政策目的	公道を走行しない特殊自動車(特定特殊自動車)について、基準に適合しないものの使用の規制の措置等を講ずることにより、大気汚染の防止を図る。
規制の内容	基準適合の表示が付されていない特定特殊自動車の使用の制限 根拠条文 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第17条及び第18条
期待される効果	大気の汚染の防止を図るために必要な技術上の基準に適合する特定特殊自動車が使用されることとなり、大気の汚染の防止が図られる。
想定される負担	基準適合表示又は少数特例表示が付されている特定特殊自動車でなければ使用することができなくなる。基準適合表示又は少数特例表示が付されていない特定特殊自動車は、使用開始前に主務大臣の検査を受けて基準に適合することの確認を受けなければ使用できない。 技術基準に適合しなくなった特定特殊自動車について、主務大臣が、使用者に技術基準に適合させるため必要な整備を命じることがある。
想定できる代替手段との比較考量	代替手段として、基準に適合しない特定特殊自動車の販売を禁止する販売規制とすることも考えられる。 しかし、販売規制とした場合、経済活動を直接に規制することになる上、販売された後の不正改造、故障等に対応できない。また、公道を走行する(オンロード)の特殊自動車は使用規制となっていることから、同一の特殊自動車であっても公道の走行の有無によって規制手法が異なることとなり、法的安定性を害する。このため本法律のような使用規制の方が合理的である。
備考	中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(第6次答申)」で、公道を走行しない特殊自動車に対する排出ガス規制の導入を検討する必要があるとされている。
レビュー時期	この法律の施行後5年を経過した場合において、施行状況を勘案し、必要があると認めるときは検討を行う。

規制影響分析書

規制の名称	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく特定原動機検査機関の登録		
担当部局	環境省環境管理局自動車環境対策課	電話番号： 03-5521-8302	e-mail： KENSUKE_MIZUHARA@env.go.jp
評価実施日	平成17年3月7日		
政策目的	公道を走行しない特殊自動車(特定特殊自動車)について、効率的に型式指定を行う。		
規制の内容	特定原動機検査機関の登録、財務諸表等の備置、帳簿の保存、秘密保持等の義務づけ		
	根拠条文 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第19条～第24条		
期待される効果	特定原動機の型式指定に関する検査を登録機関が行うことができることにすることにより、公正・中立な検査が実施されるとともに、行政コストが削減される。		
想定される負担	特定原動機検査事務を行おうとする場合に登録の申請を行う必要がある。また、登録の更新申請、変更届出等の手続きが必要であるほか、財務諸表等の備置、帳簿の保存、秘密保持等の義務が課せられる。		
想定できる代替手段との比較考量	代替手段として、何らの制限なく特定原動機検査を行うことができることや、特定の法人を指定して行わせることが考えられる。 しかし、前者の場合、真に特定原動機技術基準を満たしているかどうかの検査を行う能力を有する者が、公正・中立な立場で検査を行っているかどうかを担保できない。また、後者の場合、「直ちに事業者の自己確認・自主保安のみに委ねることが国際ルールや消費者保護等の観点から必ずしも適当でないときは、法令等に明示された一定の要件を備え、かつ、行政の裁量の余地のない形で国により登録された公正・中立な第三者機関による検査・検定等の実施とする。」とした「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」の趣旨に反する。		
備考	中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(第6次答申)」で、公道を走行しない特殊自動車に対する排出ガス規制の導入を検討する必要があるとされている。		
レビュー時期	この法律の施行後5年を経過した場合において、施行状況を勘案し、必要があると認めるときは検討を行う。		

規制影響分析書

規制の名称	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく特定特殊自動車検査機関の登録
担当部局	環境省環境管理局自動車環境対策課 電話番号： 03-5521-8302 e-mail： KENSUKE_MIZUHARA@env.go.jp
評価実施日	平成17年3月7日
政策目的	公道を走行しない特殊自動車(特定特殊自動車)について、技術基準に適合していることの確認を効率的に行う。
規制の内容	特定特殊自動車検査機関の登録、財務諸表等の備置、帳簿の保存、秘密保持等の義務づけ 根拠条文 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第27条で準用する第19条～第24条
期待される効果	特定特殊自動車の技術基準に適合していることを確認するための検査を登録機関が行うことができることにすることにより、公正・中立な検査が実施されるとともに、行政コストが削減される。
想定される負担	特定特殊自動車検査事務を行おうとする場合に登録の申請を行う必要がある。また、登録の更新申請、変更届出等の手続きが必要であるほか、財務諸表等の備置、帳簿の保存、秘密保持等の義務が課せられる。
想定できる代替手段との比較考量	代替手段として、何らの制限なく特定特殊自動車検査を行うことができることとすることや、特定の法人を指定して行わせることが考えられる。 しかし、前者の場合、真に特定特殊自動車技術基準を満たしているかどうかの検査を行う能力を有する者が、公正・中立な立場で検査を行っているかどうかを担保できない。また、後者の場合、「直ちに事業者の自己確認・自主保安のみに委ねることが国際ルールや消費者保護等の観点から必ずしも適当でないときは、法令等に明示された一定の要件を備え、かつ、行政の裁量の余地のない形で国により登録された公正・中立な第三者機関による検査・検定等の実施とする。」とした「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」の趣旨に反する。
備考	中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(第6次答申)」で、公道を走行しない特殊自動車に対する排出ガス規制の導入を検討する必要があるとされている。
レビュー時期	この法律の施行後5年を経過した場合において、施行状況を勘案し、必要があると認めるときは検討を行う。